群馬県医療費適正化計画策定に係る懇談会設置要綱

群馬県医療費適正化計画策定に係る懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県医療費適正化計画策定に係る懇談会(以下「懇談会」という。) の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 群馬県は、群馬県医療費適正化計画の策定にあたり専門家及び関係者から幅広 い意見をいただき、地域の実情を踏まえた計画とするため、懇談会を設置する。

(協議事項)

第3条 懇談会は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づいて群馬県が策定する群馬県医療費適正化計画について必要な事項を協議する。

(構 成)

第4条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運 営)

- 第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
 - 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇談会の会議は、会長が招集する。
 - 2 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、そ の意見を聴くことができる。

(存続期間)

第7条 懇談会の存続期間は、この要綱の施行日から平成20年3月31日までとする。

(庶 務)

第8条 懇談会の庶務は、群馬県健康福祉部健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。